

紙おむつ等給付事業仕様書

- 1 事業名 令和3年度紙おむつ等給付事業
- 2 期間 契約日から令和4年3月31日まで
(契約日から令和3年3月31日までは準備期間)
- 3 場所 名張市が指定する市内各対象者宅
- 4 業務

紙おむつ等給付事業を行う事業者（以下「受注者」という。）は、名張市（以下「発注者」という。）が紙おむつ等の給付を決定した利用者の居宅等に、発注者が決定する紙おむつ等を直接配達するものとする。業務の流れは、別紙を参照すること。

5 紙おむつ等の配達方法

- (1) 受注者は、発注者が決定した紙おむつ等を利用者の居宅等に月1回配達するものとする。また、現行の利用者の利便が損なわれないよう、令和3年4月1日より円滑に配達可能な体制を整えるものとする。
- (2) 配達場所は、利用者が現在在宅している住所とする。ただし、利用者の希望で事業所等にて受け取りを希望する場合はその限りではない。
- (3) 受注者は、配達に誤りが生じないように努めること。万が一、配達誤りが生じた場合は、速やかに交換を行うこと。
- (4) 紙おむつ等の種類の変更については、発注者の通知に従い翌月から変更を行うこと。また、当月15日（休日の場合は翌営業日）までに発注者に届出があった新規・再開利用者については、原則として事前に指定した月末配達日に配達し、指定日以前の日程で配達をする場合には、事前に利用者等に日程を連絡した上で配達すること。
- (5) 利用者の死亡や心身の状態の急な変化等による紙おむつ等の廃止・停止や、転居等による配達先の変更等については、配達までに受注者に連絡がなされた場合、発注者と協議の上、当月において対応すること。
- (6) 配達時、死亡又は入院・入所中等の確認が取れた場合は、配達を中止し、速やかに発注者に連絡すること。
- (7) 利用者の不在時に紙おむつ等を配達した場合は、事業者名、担当者名、電話番号等必要事項を記載した不在連絡票を残すものとする。なお、不在時の紙おむつ等の置き場所や再配達など、不在時の対応については、利用者と事前に調整すること。
- (8) 配達日時等について、利用者等からの問い合わせに対応すること。

6 紙おむつ等の種類・枚数

- (1) 受注者が利用者に配達する紙おむつ等の種類、1か月当たりの枚数は、別紙によるものとする。
- (2) 利用者1人につき、別紙①～⑬のいずれか1種類の商品を配達すること。
- (3) 紙おむつ等製品仕様は別紙の通りとし、入札参加申請前に発注者の承認を得たものに限る。

7 紙おむつ等の品質

- (1) 受注者が利用者に配達する紙おむつ等は、衛生面に留意し配布枚数に合わせて必ず密封包装を行い、配達しなければならない。また、包装については、中身と異なった表示をしないこと。
- (2) 紙おむつ等の商品や使用方法等について、利用者からの相談に応じられる体制を整えておくこと。
- (3) 配達の際、不衛生にならないよう細心の注意を払い、紙おむつ等に不具合があった場合は、受注者負担により交換を行うものとする。

8 利用者の自己負担金徴収

- (1) 受注者は、利用者が負担する自己負担金として、1か月当たり500円を徴収するものとする。なお、利用者の自己負担金の徴収に要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者は月ごとの自己負担分のチケットを作成することとし、利用者より利用開始月から令和4年3月分までの料金を徴収した際に、チケット及び領収書を発行すること。なお、月ごとにチケットと引き換えにおむつを配達するものとし、チケットについては、受注者が保管しても構わない。
- (3) 利用者の状況変更（停止・廃止等）があった場合には、自己負担金の清算・返金を速やかに行うものとする。また、年度途中での一時停止や再開のために未使用となったチケットについては、配達回数等を確認の上、年度末に清算し返金の手続きを速やかに行うこと。
- (4) 契約期間終了後であっても、自己負担金の清算・返金がある場合は、速やかに行うものとする。

9 契約金額及び支払い

発注者は、紙おむつ等の1枚当たり（おしりふきは1パック）の金額に各月の配達枚数を乗じて算出した金額に、100分の110を乗じて算出した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）から、「8 利用者の自己負担金徴収」により徴収した金額を差し引いた金額を、受注者に毎月支払うものとする。

10 利用者の状況変更の報告等

受注者は、事業の実施上、次の各号に該当する事由による利用者の状況の変更を確認した場合は、発注者に報告するものとする。また、発注者と必要に応じて連絡をとり、利用者の心身の状態の変化による紙おむつ等の変更や、転居等による配達先の変更等の緊急対応をするものとする。

- ① 医療機関、介護保険施設へ入院、入所したとき
- ② 前記のほか、居宅以外の場所で生活することとなったとき
- ③ 名張市の区域外へ転出したとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 紙おむつ等を必要としなくなったとき

11 実績報告書

受注者は、月ごとの業務終了後、速やかに利用者氏名、商品名、数量及び配達日を記載した実績報告書を発注者に提出するものとする。また、その際回収した紙おむつ等チケット又は不在連絡票（控え）を添付すること。

12 業務の再委託

業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。

13 契約の保証

- (1) 受注者は契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付すものとする。

ただし、④の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託するものとする。
- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める有価証券等の提供

- ③ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、その他発注者が確実に認める金融機関の保証
- ④ この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- (2) 前項の保証に係る契約保証金額又は保険金額は、入札金額に 100 分の 110 を乗じて算出した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の 10 分の 1 以上とする。
- (3) 第 1 項の規定により、受注者が同項②又は③に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項④に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

14 解除権

- (1) 発注者は、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、入札金額に 100 分の 110 を乗じて算出した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うものとする。
- (3) 前項の場合において、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

15 その他

- (1) 受注者は、現行の利用者の利便が損なわれないよう考慮した上で年間の配達予定表を作成し、令和 3 年 3 月 3 日までに発注者に提出すること。
- (2) 営業行為は行わないこと。

別 紙

1. 紙おむつ等製品仕様

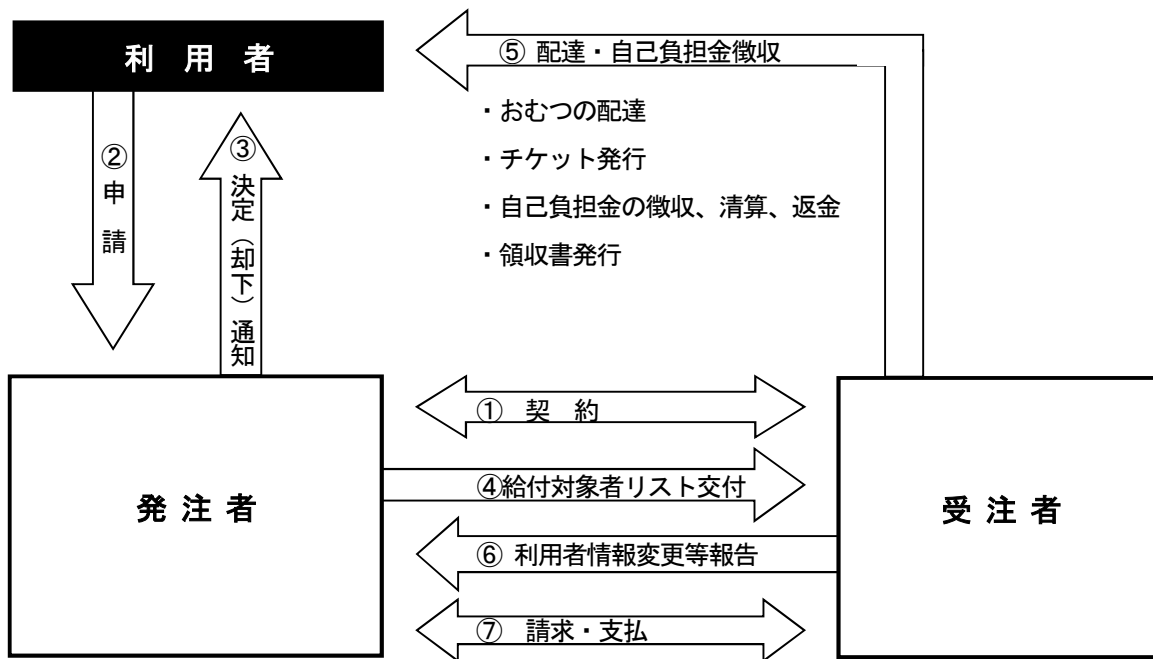
種類		パンツ タイプ	オープンパン ツ タイプ	フラット タイプ	尿とりパッド タイプ	おしりふき
製 品 の 規 格	形 状	大人用 パンツタイプ	テープ止め タイプ	フラット	尿とりパッド	大人用おしりふ き
	サイズ	ウエストサイズ 約 50～140cm ※5段階（S・ M・L・LL・X L等）のサイズ 設定としてくだ さい。	ヒップサイズ 約 55～130cm ※3段階（S・ M・L等）のサ イズ設定として ください。	約 300×720mm	男性用 190×360mm 以上 230×420mm 以下 男女兼用 210×480mm 以上 230×500mm 以下 多量タイプ 300×600mm 以上 320×630mm 以下	約 200×300mm
	使用時 の吸収 目安	600cc 以上	450cc 以上	450cc 以上	男性用 250cc 以上 男女兼用 300cc 以上 多量タイプ 750 cc 以上	—
使 用 材 料	表面材	ポリプロピレ ン 不 織 布	ポリプロピレ ン 不 織 布	ポリプロピレ ン 不 織 布	ポリプロピレ ン 不 織 布	—
	吸収材	綿状パルプ 高分子吸収材 吸 収 紙	綿状パルプ 高分子吸収材 吸 収 紙	綿状パルプ 高分子吸収材 吸 収 紙	綿状パルプ 高分子吸収材 吸 収 紙	—
	防水材	ポリエチレン フィルム	ポリエチレン フィルム	ポリエチレン フィルム	ポリエチレン フィルム	—
備 考		・立体ギャザーを有すること ・腰回りで大きく伸縮すること ・通気性が高く、尿の逆戻りが少ないこと	・装着テープが面ファスナー式で貼り直しができること ・テープが大きく扱いやすいこと ・立体ギャザーを有すること ・通気性が高く、尿の逆戻りが少ないこと	・通気性が高く、尿の逆戻りが少ないこと	・立体ギャザーを有すること ・ずれ防止テープを有すること。ただし、多量タイプを除く ・通気性が高く、尿の逆戻りが少ないこと	・水に溶け、トイレに流すことができること ・汚れが手等につかないように、十分な厚みがあること ・ノンアルコールかつパラベン無配合であること ・取り出し口があり中身が容易に取り出せること

2. 給付数

下表のいずれかの製品のうち、1人につき1か月当たり1種類の給付を行います。

種類別利用者数及び枚数（予定）		月平均利用者数見込み 722 人		
種 類		年間延べ 利用者数	1人1か月当たり 配布枚数 (Eはパック数)	年間枚数推計 令和3年4月～ 令和4年3月
A	①パンツタイプS	2 3 5人	3 4枚	8, 0 0 4枚
	②パンツタイプM	2, 8 5 4人	3 2枚	9 1, 3 4 0枚
	③パンツタイプL	1, 4 9 7人	3 0枚	4 4, 9 1 9枚
	④パンツタイプL L	9 4 1人	2 8枚	2 6, 3 3 8枚
	⑤パンツタイプX L	1 7 5人	2 8枚	4, 8 9 3枚
B	⑥オープンパンツタイプS	7 5人	3 4枚	2, 5 6 1枚
	⑦オープンパンツタイプM	5 1 2人	3 0枚	1 5, 3 5 0枚
	⑧オープンパンツタイプL	2 0 5人	2 6枚	5, 3 3 2枚
C	⑨フラットタイプ	2 8人	9 0枚	2, 5 4 3枚
D	⑩尿とりパッドタイプ（男性用）	2 4 3人	1 2 0枚	2 9, 1 3 0枚
	⑪尿とりパッドタイプ（男女兼用）	1, 3 4 3人	1 2 0枚	1 6 1, 2 1 7枚
	⑫尿とりパッドタイプ（多量タイプ）	4 4 2人	6 0枚	2 6, 4 9 3枚
E	⑬大人用おしりふき ※1パック 50 枚以上入り	1 1 3人	5パック	5 6 5パック

3. 業務フロー概略図



①	契 約	・発注者と受注者の間で紙おむつ等の1枚当たりの単価による契約締結
②	申 請	・利用者が発注者へ申請 ※居宅支援事業所等による代行申請あり
③	決定(却下)	・決定(却下)通知を利用対象者に送付
④	給付対象者 リスト交付	・契約日より利用者の住所等を記載した給付対象者リストを受注者に交付 ・月2回(1日・15日(休日の場合は翌営業日)締め)、紙おむつ等の変更、停止・廃止又は再開について、発注者に届出があったものについて一覧にして受注者に送付するものとする。 ・停止・廃止については、基本的に配達前日までの通知で受注者が対応すること。なお、通知が配達当日であっても、発注者と協議の上、対応するものとする。
⑤	配達・自己 負担金徴収	・受注者は、利用者に対して、おむつの配達並びに自己負担分のチケットの発行、自己負担金の徴収、清算、返金及び領収書の発行を行うこと。
⑥	利用者情報 変更等報告	・配達時等に利用者の状況の変更(医療機関・介護保険施設等へ入院・入所、転居・転出、死亡等)を確認した場合は、発注者に報告すること。 ・受注者は、各月ごとの業務終了後、速やかに利用者氏名、商品名、数量及び配達日を記載した実績報告書と回収した紙おむつチケット又は不在連絡票(控え)を発注者に提出すること。
⑦	請求・支払	・受注者は翌月10日頃までに発注者に請求書と実績報告の提出を月単位で行い、発注者は請求日より30日以内に支払いを行うものとする。